

元循第 722 号  
令和 2 年 3 月 3 日

一般社団法人えひめ産業資源循環協会  
会長 西山 周 様

愛媛県県民環境部長  
(公 印 省 略)

優良産廃処理業者認定制度の運用について（通知）

日頃から本県の環境行政の推進に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和 2 年 2 月 25 日付け環循規発第 2002251 号にて、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長から、別添のとおり通知がありました。

ついては、優良産廃処理業者の認定に係る事務の対応を下記のとおり取りまとめましたので、御承知いただくとともに、貴協会会員等から問い合わせを受けられた際には、本件の周知に御協力いただくようお願いいたします。

記

1. 現に優良産廃処理業者ではない者として（特別管理）産業廃棄物処理業の許可を受けている者は、現に受けている許可の更新期限の到来を待たずに、改めて優良産廃処理業者として許可の更新を受けるための申請を行うことができます。
2. 1 の場合の申請において、遵法性に係る優良認定基準については、直近の 5 年間に特定不利益処分を受けていないことが必要となり、この 5 年間は連続して許可を受け続けている必要がある（その途中で許可の更新があることは差し支えない。）ため、いまだ最初の許可を受けてから 5 年に満たない者が更新期限の到来を待たずに優良産廃処理業者として許可を受けることはできません。
3. 1 の場合の申請について、優良産廃処理業者として許可の更新を受けた場合、その新たな許可の有効期間は、更新の許可の日から 7 年間となります。

【担当】

愛媛県県民環境部環境局  
循環型社会推進課  
産業廃棄物係 影浦  
TEL: 089-912-2358  
FAX: 089-912-2354